

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

マンションで**災害時の備え**を進めてみませんか？

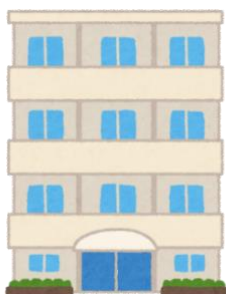
事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには、日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。

東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「**東京とどまるマンション**」として登録・公表しており、**登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助**を行います。



在宅避難



マンション共有で準備 防災備蓄資器材



簡易トイレ



防災キャビネット



炊き出し器

※上記例以外も補助対象になる資器材があります。

補助

通常分

補助率 2/3
限度額66万円

さらに！



**町会等と連携して
合同防災訓練を
実施すると**

地域連携分

補助率 10/10
限度額100万円

※上記の他にも要件があります。詳しくは裏面を御覧ください。

**「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてください**

予算がなくなり次第終了します。



とどまるマンション促進課長
“トドまるくん”



補助概要

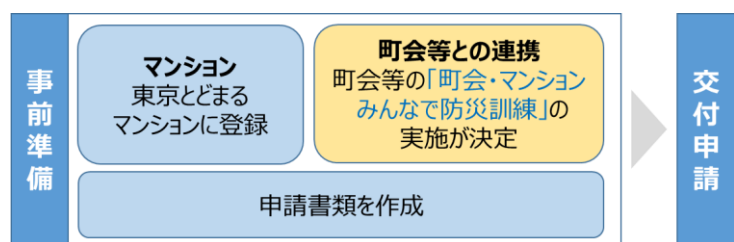
「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。町会等と合同で防災訓練を行う場合に補助率等を引き上げます。

		補助率	上限額	申請期間 ※予算がなくなり次第終了します。
マンション単体 で防災訓練	通常分	2/3	66万円	令和7年5月7日から 令和7年12月25日まで
町会等と連携 して防災訓練	地域連携分	10/10	100万円	令和7年5月7日から 令和7年12月15日まで

- **補助の対象となるもの** 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）
（例）発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器など
- **補助の対象者** 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者



申請までの一例（地域連携分の場合）



町会等との連携 は、以下でも申請可能

- 防災マンション認定制度等で町会等と防災対策で連携
- マンション・町会等・地元自治体で防災協定等を締結

このほか、交付申請後に、町会等と合同防災訓練の実施が必要です。

※ **通常分** マンション単体で防災訓練の場合、町会等との連携や、合同防災訓練の実施は必要ありませんが、購入した防災備蓄資器材を活用した防災訓練を実施してください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

- **耐震性**
 - 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
 - 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。
- **ハード対策**

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。
- **ソフト対策**
 - ＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること。
 - ＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備にうちいずれか一つに取り組んでいること。



※耐震性を有していることを前提に、**ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能**



登録申請窓口・補助金申請窓口

- **「東京とどまるマンション」受付事務局** 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録について ☎ 03-5937-1173 補助金について ☎ 03-5989-1547